

## ライフライン開通手続きについて

### 電 気

室内ブレーカーを上げることで使用が可能ですが、北海道電力への使用開始連絡が必要です。

室内ブレーカーに北海道電力宛のハガキが吊るされていますので、必要事項を記入のうえ  
ポストへ投函してください。  
ハガキが見当たらない場合、お電話での使用開始連絡をお願いいたします。

**ほくでん契約センター**  
**0120-126-565**

#### ※北海道電力以外の電力会社をご契約の場合

使用開始時の手続きが当社では分かりかねますので、ご契約の電力会社への確認をお願い  
いたします。

### 水 道

蛇口をひねっても水が出ない場合は、水道の元栓が閉まっています。  
元栓が閉まっている場合、開栓時の水漏れトラブルが多発していますので、

**ガス開栓の際、ガス供給業者立会のもと元栓を開けて頂くようお願いいたします。**

また、使用開始後はすみやかに札幌市水道局へ使用開始連絡をお願いいたします。

**札幌市水道局**  
**011-211-7770**

#### 水道料金が当社請求の場合

賃貸借契約書『3. 賃料その他金銭の額』欄に、『水道検針料』、『定額水道料』の記載がある  
場合、使用開始連絡は不要です。そのままご使用ください。

### ガス・灯油

ガス・灯油は供給会社にて開栓作業を行います。作業の際は入居者さまの立会が必要です。  
立会日時については、ほとんどの供給会社で事前予約制となっておりますので、入居日の決  
定後、なるべくお早めの予約をお願いいたします。

供給会社は物件ごとに異なりますので、入居のしおりにてご確認ください。